令和４年度サービス産業生産性向上支援事業（岡山県委託事業）

課題対応型専門家派遣事業　募集要項

１　募集事業内容

・概　要　　企業が抱える生産性向上に係る課題について専門家が定期的に訪問し、現状分析や課題整理、改善提案、現場指導等の支援を行います。

**☆主な支援テーマイメージ**

○在庫管理の方法を見直したい（倉庫内の整理、出入庫管理表の作成　etc）

○人的な作業効率を改善したい（役割分担の見直し、暗黙知の形式知化 etc）

○ITを活用して効率を上げたい（紙媒体の電子化、ソフトウェアの活用　etc）

○店舗レイアウトを見直して売上効率を上げたい（陳列の最適化 etc）

○顧客管理の効率化を図りたい（顧客名簿の整理、ターゲットの明確化　etc）

・派遣回数　　４回以内（1回3時間程度）

※最終的な派遣回数については相談内容等を考慮して決定します

・募集数　　　２０社程度

・募集期間　　随時　**※予算の上限に達し次第募集を締め切ります**

・負担金　　　無料

・その他　　　派遣する専門家はHP上にて随時更新します

<https://www.okachu.or.jp/2022/04/05/seisanseikoujou/>

２　応募要件等

（１）要件

・岡山県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業等※であること。

・総務大臣の定める日本標準産業分類（平成25年改訂）に基づく**「H運輸業,郵便業」「I卸売業,小売業」「M宿泊業,飲食サービス業」「N生活関連サービス業,娯楽業」「P医療,福祉」**

**「Rサービス業（他に分類されないもの）」**のいずれかの業種であること。

・事業者又はその役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

・県税を滞納していないこと。

・会社更生法(平成14 年法律第154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11 年法律第225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

・事業者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。

・生産性向上に係る課題を有していること

※「中小企業等」：中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項及び第

５項に規定する中小企業者及び小規模企業者、並びに中小企業等協同組合法（昭和

２４年法律第１８１号）第３条第４号に規定する企業組合

（２）応募方法

　ア 提出書類

・申込書（岡山県中小企業団体中央会HP からダウンロードしてください。

<https://www.okachu.or.jp/2022/04/05/seisanseikoujou/>

イ 提出先及び提出方法

下記までメールにてお送りください。

岡山県中小企業団体中央会　組織支援一課　担当：黒田

Mail：[kuroda@okachu.or.jp](mailto:kuroda@okachu.or.jp)

（３） 審査選定

書類審査のうえ派遣の可否を決定します。

４ お問い合わせ先

岡山県中小企業団体中央会　組織支援一課　担当:黒田

〒700－0817 岡山市北区弓之町4 番19－202 号

TEL:086-224-2245 FAX:086-232-4145

mail：[kuroda@okachu.or.jp](mailto:kuroda@okachu.or.jp)

**専門家派遣応募様式**

|  |
| --- |
| 令和４年　　月　　日 |

◆応募者の概要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 応募者名 | | 事業者名：  代表者役職・氏名： | | | |
| 所在地 | | 〒 | | | |
| 連　絡　先  （必ず連絡が取れるところを記載してください。） | 担当者名 |  | | | |
| 電　話 |  | | | |
|
| E-mail |  | | | |
| 従業員数 | | 正規雇用　　　人、パート　　　人 | | | |
| 主たる業種 | |  | | | |
| Webサイトの有無  (有・無のどちらかに○) | | 有 | URL（　　　　　　　　　　　　　　） | 無 | |
| 確認事項  (□にチェック) | | 応募者及びその役員等は、暴力団等と社会的に非難される関係を有していません。 | | | □はい |
| 特別なノウハウや秘密事項については予め法的保護を行います。 | | | □はい |
| 岡山県税の滞納はありません | | | □はい |
| 現状の課題と専門家にアドバイスをもらいたいポイント | | | | | |